

令和7年度M & A促進奨励金事業のご案内

～後継者不在企業のM & Aによる事業承継を支援～

士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、中小企業庁の登録を受けたM & A支援機関）の方を対象として、支給要件を満たした場合に、奨励金を支給いたします。

名称	支給金額	支給要件※
①案件登録奨励金	10 万円	自社の譲渡を希望する中小企業者の承諾を受け、当該企業を 令和6年12月28日以降 、「Batonz」、「M&Aサクシード」、「TRANBI」又は「relay」のいずれかに、譲渡案件として登録した場合
②案件マッチング奨励金	30 万円	案件登録奨励金受給（令和6年度までの案件登録奨励金受給も含む）後、登録したプラットフォームを通じてマッチングした買い手企業と、 令和6年12月28日以降に最終契約（M&Aの成立） まで至った場合

申請方法



茨城県中小企業課へ交付申請書及び添付書類を提出（メールでの申請も可能です）

状況報告書、交付申請書の様式やメール提出時の宛先については、茨城県中小企業課のホームページをご確認ください。

【URL】<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/20210427.html>

その他、必要な添付書類は以下の通りです。

案件登録奨励金の支給を求める場合

1	士業等専門家であることがわかる書類（登録証等）の写し、又は中小企業庁へM & A支援機関として登録したことがわかる書類（登録通知の写し）
2	「Batonz」、「M&Aサクシード」、「TRANBI」又は「relay」のいずれかに登録したことがわかる書類（掲載画面等）の写し
3	振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が分かる箇所）

案件マッチング奨励金の支給を求める場合

1	案件登録奨励金の支給を受けたことがわかる書類（奨励金支給決定通知）の写し
2	マッチングが完了したことがわかる書類（最終契約書）の写し
3	振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が分かる箇所）

提出締切

令和7年12月26日（金）※申請多数の場合は、期限前に締め切る場合があります。

※1 公開日から1年以内に買い手募集を停止する場合には、その理由を記した状況報告書を提出していただきます。理由によっては奨励金の返還を求めますのでご注意ください。

※2 自社の譲渡を希望する中小企業者の主な要件、支給対象者の要件、最終契約書の定義など詳しい要件は次頁に記載していますので必ずご確認ください。

※3 ①案件登録奨励金については、同一申請者からの、令和7年度中6件目以降の申請に係る支給額は5万円となります。

○ 本事業における「自社の譲渡を希望する中小企業者」の要件

「自社の譲渡を希望する中小企業者」とは、次の要件等を全て満たし、茨城県内に主たる事務所又は事業所を有する者

- 1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること
- 2 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- 3 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
- 4 個人事業者にあつては事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経ていない者でないこと
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと
- 6 代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう）に該当する者がいないこと
- 7 後継者不在等の理由により、**インターネットプラットフォームを活用して、自社を譲渡する意思があること**
- 8 「Batonz」、「M&Aサクシード」、「TRANBI」又は「relay」のいずれかに譲渡案件として登録の上、**公開日から1年以上買い手企業を募集する意思があること**
- 9 インターネットプラットフォームの運営会社である「株式会社バトンズ」、「株式会社M&Aサクシード」、「株式会社トランビ」又は「株式会社ライトライト」が利用規約に定める登録拒否事由に該当しないこと
- 10 その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと

○ 支給対象者の要件

士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、中小企業庁の登録を受けたM&A支援機関）で、下記の要件等を満たす者

- 1 茨城県内に事務所、事業所を有すること
- 2 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- 3 自社の譲渡を希望する中小企業者の承諾を受け、当該企業を、「Batonz」、「M&Aサクシード」、「TRANBI」又は「relay」のいずれかに譲渡案件として登録したこと
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者ではないこと
- 5 代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと

○ 最終契約締結の定義

売り手と買い手との間の、事業引継ぎの対象・範囲、事業の引継ぎの対価、成約価額の支払条件、事業の引継ぎの実行条件、その他事業の引継ぎに必要な事項を定めた契約を取り交わすこと

問い合わせ先
申請書提出先

茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 事業承継担当

住所：水戸市笠原町978番6 TEL：029-301-3560 FAX：029-301-3569

E-mail：shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp